

福祉文教常任委員会協議会 説明資料

令和8年5月13日

「大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部改正について

資 料

1	改正概要	1
2	改正内容	1
3	参考資料	2

子育て支援課

1 改正概要

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第18号）の改正がされたことに伴い、当該基準を踏まえて定めている以下の2つの条例について、規定の改正を行います。

【関係条例】

- ① 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（平成26年大磯町条例第11号）
- ② 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（平成26年大磯町条例第12号）

2 改正内容

(1) 理学療法士等の「みなし保育士」化の導入 【関係条例】 ①

障害のあるこどもの受入等多様なニーズへ対応することを目的とし、以下の条件を満たした場合、一人に限り対象者を保育士としてみなすことができることとする。

- ・ 対象者はいずれの場合も「子育てに関する知識及び経験」を有すること
 - ・ 必ず保育士と連携して保育を行う体制を確保すること
- 対象者
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
 - ・ 心理担当職員(主に大学等で心理学を専修した者)
 - ・ 障害児の療育等を行う業務に5年以上従事した経験者

(2) 満3歳以上限定小規模保育事業の新設 【関係条例】 ①、②

こどもの選択肢を広げる観点から、現行の0～2歳児を対象とする小規模保育事業に、3～5歳児のみを受け入れる満3歳以上限定小規模保育事業を新設する。

【改正前】 小規模保育事業 A型 0～2歳児保育施設

【改正後】 小規模保育事業 A型 0～2歳児保育施設・3～5歳児保育施設(追加)

(3) 施行日

公布の日から施行します。

3 参考資料

家庭的保育事業等は、次の4つの事業を指します。

事業	概要	利用定員	町内設置
① 家庭的保育事業	家庭的保育者の居宅等で保育	1～5人	—
② 小規模保育事業	A型：保育所分園に近い類型 (保育従事者全員が保育士)	6～19人	もあな・こびとのこや 楽友庵
	B型：A型とC型の間間的な類型 (保育従事者の1/2以上が保育士)	6～19人	—
	C型：家庭的保育事業に近い類型	6～10人	—
③ 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳幼児の居宅で保育	—	—
④ 事業所内保育事業	企業が事業所内等にて保育	保育所型：20人以上 小規模型：19人以下	—